飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月14日

提	出	者	飯塚市議会議員	金	子	加	代
			IJ	兼	本	芳	雄
			JJ	JII	上	直	喜
			JJ	深	町	善	文
			<i>II</i>	江	口		徹
			<i>II</i>	小	幡	俊	之
			<i>II</i>	吉	松	信	之
			JJ	福	永	隆	_
			JJ	田	中	博	文
			JJ	鯉	Ш	信	_
			IJ	平	Щ		悟

提案理由

請願第4号「飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」に基づき、飯塚市議会の議員の定数を28人と定めるため、本案を提出するものである。

なお、本条例案は、令和元年 7 月の条例改正が市民との対話がなされないまま行われたことを反省し提出するものであり、議会は、議会のあり方及び議員 定数の考え方について、次の一般選挙後に市民の参加の下に検討を行い、その 結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

飯塚市議会の議員の定数を定める条例(平成20年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前			
地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、	地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、			
飯塚市議会の議員の定数は、28人とする。	飯塚市議会の議員の定数は、24人とする。			

附則

この条例は、公布の日から施行する。